

令和3年度第3回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第3回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年6月21日(月) 9:00～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第2番 戸田 昭 委員
第3番 大迫 清恵 委員 第4番 城納 清隆 委員
第5番 釜田 雄二 委員

4. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について
議案第8号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第9号 農地の賃借料情報の提供について

5. その他

8. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

9. 議事

事務局

令和3年度第3回川本町農業委員会総会を開催いたします。総会をするにあたりまして会長からご挨拶をお願いします。

会長

例年より早く梅雨に入り矢谷川では螢が出てきました。蛙も鳴いており水稻も一段落し風情があるように感じます。水稻ですが先般、ケイハン座談会があり今はどこも中起こしに入られる時期ではないかと思えます。座談会の中で今年は、最近イネミズゾウムシが発生しているようです。心配ではありますが薬剤でおさえられるそうです。エゴマの植え付けを終わられ、またピーマンは、出荷が始まりニュースで放映もされて、宣伝によりエゴマのように面積が増え耕作放棄地がなくなるようなかたちになればと思っております。

川本の映画も会館であり、三原の方から元気をもらいました。地域で活発に活動さ

れ伝統文化も継承されており、他の地域もそうならばと思います。

6月11日の全国農業新聞で農業委員会に関係している記事が掲載されておりました。また見ていただけたらと思います。

それでは、出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局

委員総数5名、本日出席者5名、委任状0名、欠席者数0名で当総会が成立することを宣言いたします。本日、しまね農業公社服部さんが傍聴されております。

会長

それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番の城納委員さん、5番の釜田委員さんをお願いしますがよろしいでしょうか。

4,5番委員

はい。

会長

議事日程に移りますが本日提出いただいた議案が9件ございます。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積の承認について、ご説明します。資料3頁をお開き下さい。令和3年5月31日付け川産第93号により、川本町長から当委員会会長に対し農用地利用集積計画第3号(案)の承認願いの文書を受け付けました。

今回の計画につきましては、個人相対での利用権設定が1件でございます。それでは説明しますので資料4頁をお開き下さい。

番号1 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間、新規により賃貸借を設定されます。借賃は、年10a当たり■■■■円です。

なお農地図については、資料5頁をご覧ください。

また現地の状況につきましては、6月15日(火)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。現地確認写真を資料6頁に掲載しております。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第1号の報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長

ただいま事務局より議案第1号の説明がございました。現地の方を■■■■委員さんと私で行っておりますが、■■■■委員さん何かございますか。

■■■■委員

先日、会長と一緒に現地確認へ行かせていただきました。既にエゴマが作付されており、とても良いことなので引き続きしていただけたらと思います。隣の農地も大旗さんが作っておられているようですし、頑張っていただけたらと思います。

会長

私の方からは■■■■委員さんと同意見ですので特にございません。書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しいただけたでしょうか。議案第1号について、ご質問等ございますか。

委員 確認ですが昨年、解約か何かがありませんでしたか。

事務局 昨年は■■■■さんでしたが、高齢による規模縮小理由で、昨年の12月に解約されておられます。

委員 隣の■■■■の地番はどうなっていますか。

事務局 こちらも利用権設定で■■■■さんが耕作されておられます。

会長 他にございませんか。無いとうことで議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積の承認について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで承認されました。続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明してください。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料7頁をお開きください。こちらは令和3年6月5日に許可申請書を受理しております。本件は、令和3年5月総会で書類不備により保留になったため、再度書類を整理して審議となった案件です。内容につきましては、前回と同様で無償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。申請地は、1筆目が川本町■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。2筆目は川本町■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。3筆目は川本町■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。4筆目は川本町■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡です。

農地図については、資料17頁にございます。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料9頁の計画により水稻及野菜栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料10頁をご覧ください。年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号（下限面積）ですが、資料10頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■■㎡で、■■■■（全域）の下限面積30a（3,000㎡）を満たしております。

最後に第7号(地域との調和要件)ですが、資料12頁の記載のとおり、既に耕作等管理されているので、周辺地域への利用に及ぼす影響は特にはないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また現地の状況については、5月17日(月)に■■■■委員と■■■■委員と現地確認をしております。資料16頁に確認写真を掲載しております。

前回、ご指摘いただいた農地台帳と委任状修正についてですが、農地台帳につきましては、現在、■■■■さんは婚姻関係が無い状況であり、■■■■さんと■■■■さんと同じ台帳で計上されておりましたが、現在、■■■■さんとは婚姻関係が解消されており、同じ台帳にあるのは不適正であると判断し、世帯分離し■■■■さんのみで台帳を整理しております。なお自宅前に所有している農地については、(故)■■■■さん名義になっており、相続登記をしていない状況であることを本人へ確認しました。

また委任状につきましては、資料13・14頁に前回と同じですが、訂正についてはこのやり方で問題は無いとのことです。住所・氏名・捺印が必須であり、職業欄と生年月日は空欄でも問題ありません。また、委任状の訂正については、捨印があれば、一本線でも二本線でも訂正した形跡が分かれば問題ありません。

なお「商業登記規則48条の3」に書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。と規定があります。

あと前回の総会で確認がありました耕作権と所有権の関係についてですが、別紙の参考資料をご覧ください。

【概要】農地の所有権と耕作権の関係について

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長

ただいま事務局より議案第2号について説明がございました。こちらは継続審議の案件です。書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

議案第2号についてご質問・ご意見等ございませんか。私の方から事務局へ確認ですが、参考資料に農地法の関係が載っておりますが農業経営基盤強化促進法との関連はどのようになりますか。

事務局

農業経営基盤強化促進法を適用すれば3条許可は不要になります。

会長

農地の貸借については基盤法で進めていくと思うのですが、これを農地台帳へ整理しますが、農地台帳整理し忘れると誤解を生じる場合がございます。基盤法での期限が切れると自動的に耕作権は所有者へ戻りますので、ご理解いただけたらと思います。それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と

認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いいたします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで■■■■と■■■■の案件は許可相当と認めます。続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について(■■■さん、■■■さん)事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料18頁をお開き下さい。令和3年5月28日に許可申請書を受理しております。内容につきましては、無償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条(農地法施行規則第17条第2項該当)に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんです。申請地は、川本町■■■■■■■■■■、地目は、登記簿上は田、現況は畑、面積は■■■㎡です。

農地図については、資料27頁になります。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号(全部効率利用要件)については、資料20頁の計画により、水稲及野菜栽培をされる予定です。

第4号(農作業従事要件)につきましては、資料21頁をご覧ください。年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号(下限面積)ですが、同じく資料21頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■㎡で、■■■(全域)の下限面積30a(3,000㎡)を満たしております。

最後に第7号(地域との調和要件)ですが、資料23頁の記載のとおり、農薬の使用は地域の防除基準に従うとしていることから、周辺地域への利用に及ぼす影響は特にないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また現地の状況については、6月14日(月)に■■■委員と■■■委員と現地確認をしております。資料28頁に確認写真を掲載しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ただいま、事務局より議案第3号の説明がございました。現地の方を■■■委員さんと■■■委員さんとで行かれておりますが、何かございますか。

■■■委員

今回の申請の農地は、譲り受けされる■■■さんの宅地及び畑の隣接した農地で、現地確認しましたが、きれいに一緒に草刈等の管理がされているようでした。今回、所有権移転されてもきちんと管理されるのではないかなと感じました。

■■■委員

山林が迫ってくる場所をきれいに管理されており、同じ集落の人間としては有り難いと思います。

会長

それでは書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 審議に戻ります。■■■さんと■■■さんの所有権移転について、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

■■■委員 資料27頁の航空写真で、近くにある農地所有者の■■■さんと■■■さんの関係性がありますか。あと田で所有者が■■■さんの農地(■■■)がありますが、ここは現在どのようになっていますか。

■■■委員 これらの農地を含めてどのようになっているのかと気になりました。

■■■委員 ■■■と■■■は現在、耕作放棄地です。以前、耕作されていた方が亡くなられて跡を継ぐ人がおらず放棄地です。■■■さんは■■■さんの息子さんです。所有者が■■■さんの農地は■■■さんが耕作をされています。■■■さんは亡くられています。

■■■委員 せっかく耕作される気持ちあるのであればこれらも含めて3条申請なればいかなと思いました。

事務局 ■■■さんはこのあと■■■さんとも同じく3条申請されます。売却していく意向があるようですので、また確認していきます。

会長 それでは議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について(■■■さん、■■■さん)許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで許可相当と認めます。続きまして議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料29頁をお開き下さい。令和■■年■■月■■日付けで許可申請書を受理しております。内容は、有償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条(農地法施行規則第17条第2項該当)に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんです。申請地は、川本町■■■、地目は畑、面積は■■■㎡です。

農地図については、38頁にございます。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号(全部効率利用要件)については、資料31頁の計画により水稲及び野菜栽培をされる予定です。

第4号(農作業従事要件)につきましては、資料32頁をご覧下さい。年間を通じ

て150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号(下限面積)ですが、同じく資料32頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■■㎡で■■■■(全域)の下限面積30a(3,000㎡)を満たしております。

最後に第7号(地域との調和要件)ですが、資料34頁の記載のとおり、既に耕作等管理されているので、周辺地域への利用に及ぼす影響は特になく考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また、現地の状況については、6月14日(月)に■■■■委員と■■■■委員と現地確認をしております。資料39頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

ただいま事務局より説明がございました。書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

現地調査を■■■■委員さんと■■■■委員さんに行っていたいておりますが何かございますか。

■■■■委員

先ほど説明があったようにこの農地については、■■■■さんが現在も借りて野菜等を作付をされておりますので、今回、転用しても引き続きされるので支障はないと思っております。

■■■■委員

特になくです。

会長

ご質問・ご意見等ございますでしょうか。参考に聞かせていただきたいのですが、許可申請書の対価、賃料等の額が山林と合わせて計■■■■万ですが、農地だけの額は分かりますか。

事務局

確認はしてみたところ農地だけの算定ではなく、山林2筆と合わせての金額■■■■万で算定されたということで説明がありました。農地のみは分かりません。

会長

売買価格の調査があると思いますが、そのときはどのようにされますか。

事務局

山林と合わせたというかたちでし、適切で無ければ算定し直します。

会長

それでは議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書について(■■■■さん、■■■■さん)許可相当して認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで許可相当と認めます。続きまして議案第5号 農地法第3条

の規定による許可申請書について（■■■さん、■■■さん）事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料40頁をお開き下さい。令和3年5月28日付けで許可申請書を受理しております。こちらについては、有償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんです。申請地は、1筆目が川本町■■■、地目は登記簿上は田で、現況は畑、面積は■■■㎡です。2筆目は川本町■■■、地目は登記簿上は田、現況は畑で、面積は■■■㎡です。

農地区については、資料50頁になります。

続きまして資料48頁をご覧ください。本件2筆とも現在、個人相対での利用権設定をしています。利用権の設定を行う者は■■■さんで、利用権の設定を受ける者は、■■■です。本件の譲渡人と譲受人と同一です。また、利用権の設定期間は令和2年7月1日から令和3年6月30日です。利用権の設定期間満了にあわせて3条許可申請をされるものです。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料42頁の計画により野菜・果樹の栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料43頁をご覧ください。年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号（下限面積）ですが、同じく資料43頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■㎡で旧川本町の下限面積10a（1,000㎡）を満たしております。

最後に第7号（地域との調和要件）ですが、資料45頁の記載のとおり、既に耕作等管理されているので周辺地域への利用に及ぼす影響は特にないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を全て満たしているものと判断します。

また、現地の状況については、6月15日（火）に■■■会長と■■■委員と現地確認しております。資料51・52頁に現地確認写真を掲載しております。資料51頁の■■■については、ミカンとリンゴの木が植えてありました。また、資料52頁の■■■については、クロモジが植えてありました。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

議案第5号について、事務局より説明がございました。現地調査へ私と■■■委員さんで行かせていただきました。■■■委員さん、何かございますか。

■■■委員

以前、■■■さんが取得されたときに、どういう目的なのかと話が出たと思うのですが。

事務局

前回、取得されたのは令和元年10月総会で3条許可申請を■■■さんと■■■さんの間でされており、許可しております。

委員 ■■■ は草刈されており果樹等が植えてありました。■■■ 番も草刈されて何かしらが植えてありました。畑として活用されているようには受け取れませんでした。■■■ さんが購入され栽培されることを期待したいと思います。

会長 ■■■ 委員さんが言われた事と類似するので割愛させていただきますが、今後は最適な利用をしていただけたらと思います。書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 議案第5号について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

委員 ■■■ 先ほど■■■ 委員さんが質問されましたが、事務局は質問に答えてないと思います。■■■ さんから■■■ さんへ令和元年に譲り受けされたときにどのような目的で取得された理由です。私からも質問しようかと思っておりました。

事務局 ■■■ さんから■■■ さんへ3条許可申請時は、■■■ さんが今後、果樹をメインに耕作されるという理由で申請をされ農業委員会が許可をしました。

委員 ■■■ そのときは無償でしたか。有償の場合、そのときの譲渡価格と開きがありますか。

事務局 ■■■ 有償で同じ金額です。

委員 ■■■ 実際に果樹をされるといいながら植えてはありますが、先ほどの話ではないですが見受けられなかったです。所有権移転されるのは耕作放棄地にならずいいことですが自分が持たれたらその場限りではなく、責任持ってもらえればと思い、追跡調査とまではしなくてもいいですが一言、言わせていただきました。

会長 ■■■ 他にございせんか。無いようでしたら議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書について（■■■ さん、■■■ さん）許可相当として認めてもよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 ■■■ 全員挙手ということで許可相当と認めます。申請書に記載とおりに適正に耕作していただくようご指導をお願いします。続きまして議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について（■■■ さん、■■■ さん）事務局より説明をお願いします。

事務局 ■■■ 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明します。資料53頁をお開き下さい。令和3年5月18日付け許可申請書を受理しております。

有償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■ さん、譲受人は■■■ さんです。申請地は、川本町■■■ ■■■、地目は田、面積は■■■ m²です。

農地図については、資料61頁になります。本件については、現在、■■■■さん外2名の共有名義になっており、共有者全員の同意を3条申請にあたり、いただいております。資料59頁に同意書を掲載しております。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料55頁の計画により水稻及び野菜栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましても、資料56頁をご覧ください。年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号（下限面積）ですが、同じく資料56頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■■㎡で旧川下村の下限面積10a（1,000㎡）を満たしております。

最後に第7号（地域との調和要件）ですが、資料58頁の記載のとおり、地域の防除基準に従うとしていることから周辺地域への利用に及ぼす影響は特にないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を全て満たしているものと判断します。

また現地の状況については、6月15日（火）に■■■■会長と■■■■委員と現地確認をしております。資料62頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

議案第6号について、事務局より説明がございました。現地調査を私と■■■■委員さんで行かさせていただきました。■■■■委員さん、何かございますか。

■■■■委員

既に水稻をされていて、耕作放棄地にならず良かったと思えました。川の近くで江の川濁流の心配もありますが、このまま耕作をしていただけたらと思えます。

会長

私の方は特にございません。書類の確認をお願いします。

各自書類確認

■■■■委員

譲受人が■■■■さんですが、登記簿上は誰ですか。

事務局

登記簿上は、■■■■さんと同意書にもある■■■■さん、■■■■さんの3名です。

■■■■委員

3人共有ということは、登記簿には所有権の分割の割合は記載してありますか。

事務局

■■■■さんが二分の一、■■■■さんと■■■■さんが四分の一です

■■■■委員

ということは当然所有権があり、そうすると資料59頁に同意書が掲載してありますよね。同意書の内容に「■■■■に転用することについては共有者として異議なく同意します」と記載されていますが今回は転用ではなく売買ですよね。売買での書類でないとなれば後々問題になると思えます。

事務局 売買の意味合いで提出してくださいと提出されたのがこの文言でした。確かに転用の文言だと引っ掛かりますね。

■委員 差し替えをした方がいいのではないですか。

事務局 申請者へお願いするようにいたします。

会長 ■委員さんと■委員さんからご意見がございましたが、確かに資料59頁の内容については、取り方によっては難しいところではあります。他にございませんでしょうか。無ければ議案第6号について（■さん、■さん）許可相当と認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで許可相当と認めます。続きまして、議案第7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、ご説明します。資料63頁をお開き下さい。こちらにつきましては、農業者年金の加入推進計画を島根県の農業会議に提出するものであり、当総会で審議していただきたいということで議題に出させていただきます。

今年度の計画目標としては、新規加入者数全体で■名、20歳～39歳の若年者層■名を新規加入で考えております。

加入推進体制ですが1班体制で推進員数14名（内訳：農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員・JA職員）です。

加入推進名簿もつきましては、加入に名簿した人数は■名です。加入推進強化月間につきましては、1月と2月を強化月間にと考えております。

戸別訪問の実施ですが、令和4年1月と2月にそれぞれ戸別訪問実施したいと考えており、戸別訪問の実施対象者は記載のとおり■名の方で対応をお願いしたいと考えております。

加入推進対策会議及び研修会ですが、令和3年6月の当総会で1回目がございます。今年度はJAとの連絡会を2回開催したいと考えており、10月に1回、戸別訪問実施前の1月に開催したいと考えております。

続きまして資料64頁ですが、加入対象者に対する説明会等に関しては、戸別訪問実施を予定していますので、現在考えておりません。

広報普及活動ですが、広報誌への掲載を令和3年12月頃に加入推進の掲載を考えております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

会長 ただいま事務局より議案第7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、事務局より説明がございました。これについて何かございますか。

4 番委員

戸別訪問実働者名簿の■■■さんと■■■さんは JA 職員の川本支店ですか。

事務局

JA 職員で瑞穂の地区本部の職員です。

会長

令和 2 年度は■■■委員さんよりご尽力いただき加入していただきましたが、皆さまの情報提供が活動の一環になりますので情報収集をお願いします。先般、川本町農業再生協議会で時間をいただき、出席者の方々に農業者年金制度について説明をさせていただきました。

この計画でよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、この計画で進めていきます。続いて議案 8 号ですが最後にまわしますので、議案第 9 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 7 6 頁をお開き下さい。議案第 9 号 農地の賃借料情報の提供について、ご説明します。農地法第 5 2 条の規定により、令和 2 年度の農地賃借料を収集・分析した結果、令和 2 年度の賃借料水準の説明をさせていただきます。

令和 2 年度農地の賃借料情報ですが、田の区分については、件数 4 4 件、平均値は 5, 2 4 7 円/1 0 a です。令和元年度より 5 0 0 円上がっております。最大値は 6, 1 8 0 円/1 0 a、最小値は 3, 0 0 0 円/1 0 a です。畑の区分については、件数 9 件、こちらについては使用貸借につき水準を出すことができませんでした。

また表の物納件数は 2 3 件、物納の場合の価格換算は玄米 1 k g 2 0 6 円としました。こちらは JA さんからの情報提供で計算しております。

令和 2 年度の賃貸借数は 3 2 件、使用貸借数は 2 1 件の計 5 3 件です。因みに賃貸借数は、令和元年度につきましては 1 件減、使用貸借数は 1 5 件減となっております。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。なお当総会で承認いただいた際は、ホームページに公表することにしております。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますか。私の方から質問ですが、賃借料が年々下がっている傾向ですか。

事務局

ここ数年、前年度より年々下がっている傾向があります。因みに平成 3 0 年と令和元年度を比べても減っている傾向です。

会長

こちらの賃借料情報の提供でもよろしいですね。

一同異議無し

会長

事務局より賃借料情報の提供をよろしくをお願いします。議案第 8 号に戻ります。議案第 8 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第8号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。
資料65頁をお開き下さい。まずは令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明します。
【概要】農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等

事務局 以上で、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の説明を終わります。

会長 ご質問等ございますか。確認ですが農業委員が現地調査へ行きますが調査へ行った日数は何日くらいですか。

事務局 総会の回数分は行かれています。カウントはとってはいませんが1人1回は総会時に現地調査へ行かれています。

会長 有り難うございます。その他に、ご質問等無いようでしたら続いて令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局よりお願いします。

事務局 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明します。
【概要】農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応

事務局 以上で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、説明を終わります。なお承認後、ホームページに公表することにしております。

会長 ただいま事務局より説明がございましたがご質問等ございませんか。資料73頁の農地利用最適化推進委員の実数が6名でなく5名ではないですか。

事務局 訂正しときます。

委員 資料75頁の遊休農地の解消面積目標が毎年10haと記載されていますよね。毎年この数字でマイナスですよね。毎年マイナス達成なのに同じ数字はどうかなと思いい変更してもいいのではないかと思うのですが。文言で1割程度の解消を目指すと記載してあるので8haあたりはどうでしょうか。実際に達成できないのが現状ですしね。

事務局 1割程度の解消とすれば8haでも一つの考えかなと思います。

会長 遊休農地面積は耕作放棄地面積も含まれていますか。

事務局 遊休農地面積 85ha につきましては、荒廃農地調査 A 分類も入っておりますので耕作放棄地面積も含まれております。

会長 となると、耕作放棄地で戻らない可能性もありますので、所有者の方の確認も必要ですが台帳から落としていく方向性で行けば遊休農地面積も減少していくのではないかと思います。事務量としては大変になるとは思いますが。

事務局 法務局と協議して落とすようにとされているところではあります。

会長 来年度の実績に係わってくるということですね。経営体ですが地域協力隊や新規就農からの情報収集しながら、経営体の数を増やしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4 番委員 資料 75 頁に記載してある課題で「農地利用意向状況調査を実施し、再生可能な遊休農地の所有者等へ指導、及び借受希望者や農地中間管理機構を活用する為の情報提供が必要」と記載してありますが、農地中間管理事業さんへ情報が言っていないと思います。なるべく農業委員会事務局は事務量を検討され、専任で事業へ携えられるように工夫をされたらいかがでしょうか。農業委員会よりこのような意見があると上層部へ話をしていただき、この文言に沿った活動ができればなと思い一言申し上げました。

会長 他にございませんか。若干修正もございますが、議案第 8 号はこの活動計画で進めていきます。「その他」があればお願いします。

事務局 「その他」

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者